

## 各種預金規定の改定のお知らせ

当金庫では、2020年（令和2年）4月に施行される民法（債権法）の改正ならびに、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年4月より各種預金規定を改定いたします。

本件の改定による新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

なお、本件に伴い、お取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により詳細に確認させていただく場合があります。また、確認にあたり、各種確認資料のご提示をお願いする場合があります。当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合があります。

### 1. 民法改正に伴う主な改定事項

下記3に記載の規定について、以下の改定を行います。

\* 新設項目にあわせ、以降の条項番号を繰り下げ

- ① 預金者の成年後見人等に補助・補佐・後見が開始された場合の取扱いについて明確にしました。

#### 成年後見人等の届出…一部追加／下線部分を追加

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- ② 定期性預金・定期積金の満期日前解約の取扱いについて明確にしました。

#### <定期預金共通規定> 預金の払戻し等…追加

この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

#### <各種定期預金個別規定> 利息…一部変更／下線部分を変更

改定後	改定前
定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は……（以下略）	当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は……（以下略）

- ③ 各種預金規定等を変更する場合の周知方法等について明確にしました。

#### 規定の変更…新設

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

④ お客さまへの通知について明確にしました。

**通知等・・・新設**

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

2. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」をふまえた主な改定事項「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、通知預金共通規定」について、以下の条項を新設・追加いたします。なお、下記3に記載の規定においても同様の改定を行います。

**1. 反社会的勢力との取引拒絶・・・一部変更／下線部分を変更**

普通預金（無利息型普通預金を含みます。）、納税準備預金、通知預金（以下これらを「この預金」といいます。）は、第3条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

**2. 取引の制限等・・・新設**

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
- (4) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期限その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期限が経過したときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することができるものとします。

**3. 解約等・・・一部追加／下線部分を追加**

- (1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

- ② この預金の預金者が後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、通知預金共通規定」第9条第1項および第2項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑤ 上記1号から4号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合

\* 第2条の新設により、以降の条番号を繰り下げ

### 3. 改定の対象となる預金規定等

- ・ 当座勘定規定（一般用）
- ・ 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・ 普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、通知預金共通規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 定期預金等規定集（通帳用）
- ・ 定期預金等規定集（証書用）
- ・ 定額複利預金規定
- ・ 定期性総合口座取引規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 財産形成預金規定集
- ・ 定期積金規定

以 上